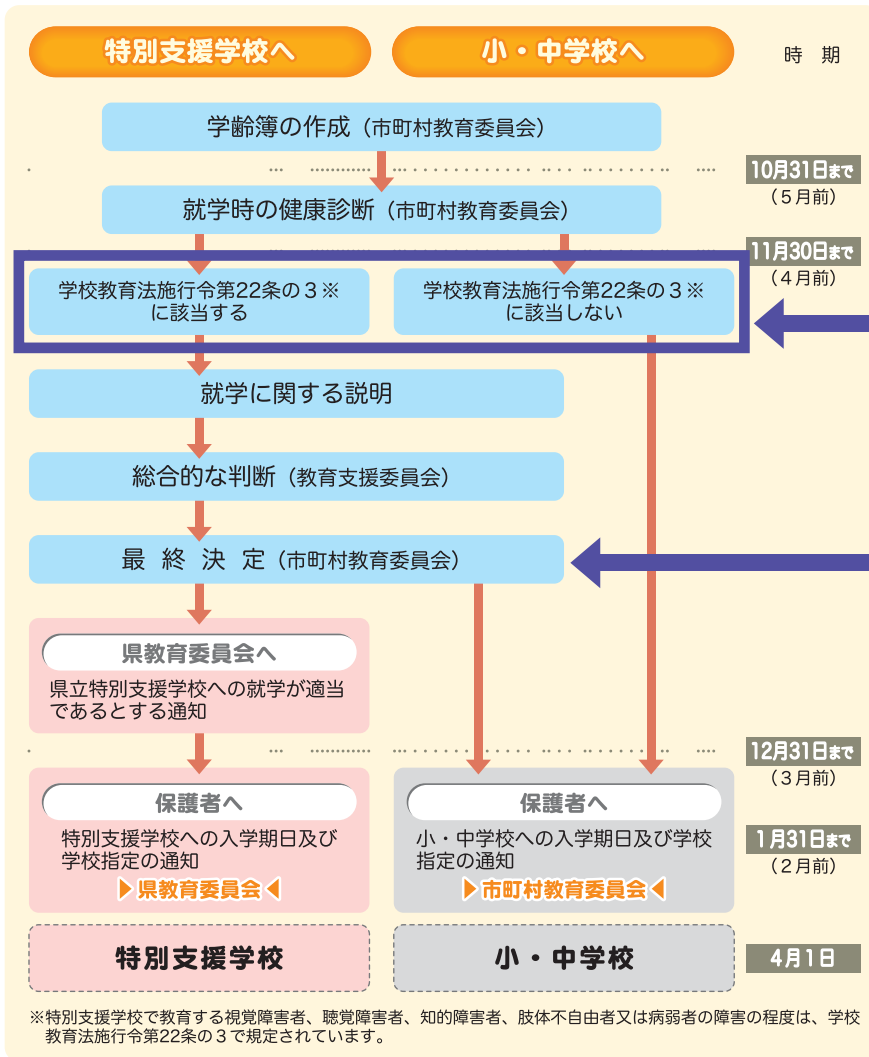


⑥ 特別支援学校や特別支援学級への就学について

特別支援学校や特別支援学級の対象となる子どもの障害の種類や程度は、それぞれ定められています。保護者の方や教育、医学等の専門家のご意見を聞きながら、市町村教育委員会が総合的に判断し、適切な就学先を決定します。

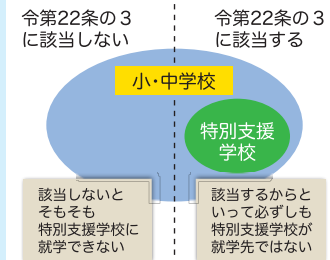


特別支援学校の就学基準とは

学校教育法施行令第22条の3

視覚障害 聴覚障害 知的障害
肢体不自由 病弱

上記の対象となる障害種それぞれの障害の程度が定められています。



就学基準は就学の必要条件であり、総合的判断のときの判断基準の一つとなります。

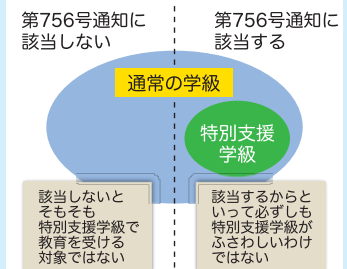


特別支援学級の就学基準とは

(25文科初第756号通知)

知的障害 肢体不自由 病弱・身体虚弱 弱視 難聴
言語障害 自閉症・情緒障害

上記の対象となる障害種それぞれの障害の程度が定められています。



就学基準に該当したら、そのまま就学先が決まる、というわけではないのね。

詳しくは…

岡山県 適切な教育支援を行うために

検索

クリック!